

令和4年

6月農業委員会総会議事録

■日 時	2022年（令和4年）6月14日（火）14：30～15：10	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5</p> <p>6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（2名）</p> <p>5 田口 榮男 8 岡田 如弘</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 西川 秀士 麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について</p> <p>議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>お忙しいところありがとうございます。それでは、ただいまから令和4年6月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>では、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。座らせていただきます。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡がありました委員は、5番、田口委員、8番、岡田委員。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、引き続き、友田会長、議事進行よろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人は、2番、橋本卓爾委員、3番、辻野清一委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>議案書1ページをお願いいたします。</p>

6月委員会議事日程、議案第1号から議案第5号、報告第1号から報告第2号になっておりますので、よろしくお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権設定1件、使用貸借権の設定1件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第1号、1番、小野田町、北田中町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局 事務局の西川です。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町及び北田中町で、地目は田7筆、面積は合わせて3,126.78㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区分で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断します。

転用目的は露天駐車場で、被設定人は自動車整備業及び中古車の仕入・販売業を営んでおり、受注増加に伴い、現在利用中の露天駐車場では手狭になったため、現在利用中の露天駐車場に隣接した申請地を賃貸借にて、トラックなど約44台分の露天駐車場に転用するものです。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在、野菜を耕作している農地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。設定人は高齢で後継者もおらず、今後の利用を考えて今回の申請を行ったとのこと、被設定人に確認したところ、申請内容のとおり間違いなく、許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

本件について、異議・意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

事務局

議案第1号、2番、岡町の物件につきまして事務局から説明願います。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は岡町で、地目は田2筆、面積は合わせて630㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区分で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、被設定人は建設業を営んでおり、材料の増加に伴い、現在の資材置場が手狭になったため、現在の資材置場の隣接地である申請地を使用貸借にて、型枠パネルなど建設資材用の資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果報告をいたします。

申請地は現在野菜栽培している農地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路への影響はないと認められる。設定人・被設定人に確認したところ、申請内容のとおり間違いなく、許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、これにつきまして、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 事業計画変更申請の承認について、事業計画変更1件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案第2号、1番、春木町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は春木町で、地目は田6筆、面積は合わせて2,076㎡、転用目的、申請者、当初の許可年月日、変更内容につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、今回の変更申請は事業承継に伴い、事業者及び工期を変更するもので、転用目的や利用計画については、当初の許可内容から変更などはございません。

また、農地基本台帳において小作人の登載はなく、立地基準につきましても、前回と同様、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断します。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は令和2年8月31日に許可を取得し、現在、眼科診療所を建築中の土地となっている。変更内容が転用行為者の変更と工期の延長のみであるため、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。承継人に確認したところ、申請内容のとおりで間違いなく、許可後速やかに転用を完了し、地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議・意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第2号、1番については許可することに決定します。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画9件を、別表のとおり定めるものとします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1、2、浦田町の物件について関連があることから一括して事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番、2番について関連があることから、一括説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田3筆、面積は合わせて3,687㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手及び借り手に電話で意思確認を行い、水稻栽培を行うことを確認いたしました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議・意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、ありがとうございます。議案第3号、番号1、2については決定することといたします。

続きまして、議案第3号 番号3、国分町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、3番について、説明させていただきます。

物件の所在地は国分町で、地目は田6筆、面積は合わせて4,952㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、借り手は、申請地で水稻を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議・意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、番号3については決定することといたします。

続きまして、議案第3号 番号4から9番、小田町、観音寺町、池田下町、阪本町の物件につきましては関連があることから、一括して事務局から説明願います。

事務局

議案書 7ページ、8ページの4番から9番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地ですが、4番、小田町で地目は田4筆、面積は合わせて2,022㎡、5番、観音寺町で地目は田2筆、面積は合わせて2,170㎡、6番、池田下町で地目は田2筆、面積は合わせて795㎡、7番、阪本町で地目は田1筆、面積は1,153㎡、8番、阪本町で地目は田3筆、面積は合わせて3,196㎡、9番、阪本町で地目は田3筆、面積は合わせて2,064㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分

につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻野委員、片桐推進委員、藤原委員、森富士雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に意思確認をいたしました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議・意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、番号4から9番については決定することといたします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案を別添のとおり策定し、公表しようとするものです。

議案書10ページをお願いいたします。

事務局から説明願います。

事務局

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明させていただきます。

本内容は農林水産省通知に基づき、国の定めた様式により作成するもので、毎年農業委員会総会での議決後、大阪府への報告と、毎年6月末までに市ホームページで公表するよう義務づけられているものでございます。

それでは、10ページを御覧ください。

I、農業委員会の状況ですが、こちらは令和3年4月1日現在の農業の概要や農業委員会の現在の体制を記載しております。記載内容の多くは、農林業センサスや農林水産省が毎年公表する耕地及び作付面積統計の数値を当てはめるものとなっております。内容については記載のとおりでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

II、担い手への農地の利用集積・集約化。

1、現状及び課題と2、令和3年度の目標及び実績ですが、令和3年度は、集積目標46.3haに対し、新規実績が5.4haあったものの、最終的には集積実績が43.4haであったため、目標に対する達成状況は93.74%となっております。

す。

また、目標の達成に向けた活動及び4、目標及び活動に対する評価については、記載のとおりとなっております。

続きまして、12ページを御覧ください。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1、現状及び課題及び2、令和3年度の目標及び実績ですが、令和3年度の参入目標2経営体に対し、参入実績が5経営体ございましたので、達成状況250%となっております。また、参入目標面積1haに対して参入実績面積が2.6haございましたので、達成状況は260%となっております。

また、3、目標の達成に向けた活動及び4、目標及び活動に対する評価については、記載のとおりとなっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価。

1、現状及び課題及び2、令和3年度の目標及び実績ですが、こちらは委員の皆様にご調査していただきました農地パトロールの活動実績を記載しており、令和3年度は解消目標1haに対し、解消実績1.4haでしたので、達成状況140%となっております。

また、3、2の目標の達成に向けた活動及び4、目標及び活動に対する評価については、記載のとおりとなっております。

続きまして、14ページを御覧ください。

Ⅴ、違反転用者への適正な対応。

1、現状及び課題及び2、令和3年度実績ですが、違反転用面積が0.1ha増加し、実績は6.4haとなっております。

3、活動計画・実績及び評価については、記載のとおりとなっております。

続きまして、15ページを御覧ください。

Ⅵ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。

1、農地法第3条に基づく許可事務については、1年間の処理件数が26件、うち許可26件で、点検項目・具体的な内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、2、農地転用に関する事務については、1年間の処理件数は26件で、点検項目・具体的な内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

3、農地所有適格法人からの報告への対応や4、情報の提供等に係る点検項目・実施状況等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、17ページでございます。

Ⅶ、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容とⅧ、事務の実施状況の公表等については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

友田会長

橋本委員 本件について、異議・意見はございませんか。

友田会長 ちょっといいですか。

橋本委員 はい。

友田会長 これは今日すぐに決めるんですか、ここで、この場で。

事務局 この場で決めるんやな。

橋本委員 はい。

事務局 異議なしか異議ありか、どっちでも決定するということですね。

橋本委員 はい。

事務局 なかなか膨大な資料ですので全部きちっと読み込めてないんですけども、例えば11ページの一番最初の現状及び課題ですね。11ページ。11ページのⅡの担い手への農地の利用集積・集約化。そのうちの1、現状及び課題というね。場所分かりますか。

事務局 はい。

橋本委員 そのあたりの課題のとの文面なんかというのは、どう見てもちょっと日本語としてよく分からない点があるので、その辺の修正というのはまた指摘したら訂正していただけるんですか。

事務局 はい。この辺の文言がおかしいということであれば、御指示いただければ訂正のほうはさせていただきます……

橋本委員 時間の問題がありますからね、一々こんな細かい文面でどうのこうのというのは多分大変だと思いますが、やはりこれ公表する以上は、もう少しきっちりと文章をより分かりやすいように、あるいは正確に訂正したほうがいいところが何か所かありますので、それはぜひ事務局のほうで訂正というのか、もう一度点検していただいて、できるだけ正確な文面にさせていただけたらと思いますが、よろしゅうございますか。

事務局 はい、分かりました。

友田会長 そのな、正確な文面で、どの辺って言って指摘してもらわな分からへん。

事務局 具体的にここがこうしてくれて言うていただかんと、事務局は訂正できんことないんですけど、やはり議案として上がっている以上、やはり皆さんに議論していただきたいなということ。

橋本委員 例えば今指摘した課題のとこね。農業従事者の減少、高齢化等による遊休農地の増か、分散錯圃、営農条件等が農地の確保、有効利用を考える上での課題であると。これ、このままでいいですか。

事務局 少なくとも農業従事者の減少、高齢化等によって遊休農地が増加した、それと分散錯圃とはまた全然違いますわね。分散錯圃というのは農地があちこちにばらばらと分散していることですから。それから、営農条件等って、営農条件の何が……これもよく分からないので。それと農地の確保・有効利用を図る上での課題であるという。その辺をもう少しもう一度ちゃんと因果関係がはつきり分かるようにしたらいいと思いますけれども。

事務局 少なくとも、私、提案者のほうで訂正文章というのを提出するということですか。

友田会長	すみません、そないしてもうたほうが、一度提案してもうたほうがよく分かると思うけど。こっちで書いたら、また先生のほうでね、皆にまた見てもらわないかんし、一応……
橋本委員	私、基本的に細かい文章のことは、文章はいろいろ癖がありますから、いろいろあって、それは細かくいろいろとありますけど、それを言うつもりはあまりありませんが、できるだけというか、日本語として分かりやすいような文章にしたほうが、公表する以上、いいんとちやいますかということです。 農業委員会の人だけ読むのと違って、別の人を読んだ場合に、これ何だという、こういうところがないように工夫したらどうでしょうかという提案です。
友田会長	まだ時間的にあるのか。
事務局	今月中に…… 府への報告が24日になってますね。
友田会長	24日。 先生、できたら具体的にこういうふうにて言うて、出していただけますか。
藤原副会長	これ、先生、平たく書けてという意味ではないんですか。
橋本委員	平たく書けというんでなくて、因果関係が分かるようにということです。
藤原副会長	私らはこういうのずっと見てるから、ああ、こんなもんやな、中身はこやなと分かっけしもうてるから、かえって第三者が、素人が見て分かるのかいう意味なんかな。
橋本委員	遊休農地の増加など、遊休農地を解消するために農地の確保とか有効利用を図るといこととちやいますの。それから、分散錯圃をできるだけなくすためとか営農条件を改善するためとか、そのためにこういう課題、農地の確保とか有効利用を図るとい、こういうような流れになると思うんだけどね。 その途中のちょっとした言葉が抜けてるから何だろうかなと。多分、一般の市民の人がこれ読んで、何だろうかなと私は思うと思いますよ。これ見て、ああなるほど、すぐにこういうことだといことは分かりにくいんじゃないかと思うんでね。
事務局	なかなかね、文章の書く隙間も限られてるので、なかなか字が細かなくても見づらいところがあるので。
橋本委員	それはそのとおりだと思いますから。
友田会長	西川さん、これ今、先生言うたように、ぱぱっと今の言うたやつで修正できる。
事務局	ああ、分散……。限られたスペースとなってますので……
友田会長	いや、スペースは別に長くてもええがな。
事務局	農業従事者の減少、高齢化によって遊休農地が増加してるというのは、これはもうこのままのとおりかなと。
橋本委員	それは現状ですね。
事務局	はい、そうです。
橋本委員	分散錯圃というのも、今の日本の多くの農地の現状ですね。
事務局	そうですね。
橋本委員	その条件というのは何か分からんけど、営農条件がこれいいのか悪いのか。

事務局	営農条件は地域的には和泉市は大阪府の中でもあんまりよくないところが結構、遊休農地化してるので、そういう意味で営農条件等と書かせてもってます。
橋本委員	営農条件が不良でもいいし、良好でない現状を鑑みて農地の確保とか有効利用を図るということになるんじゃないですか。ごめんなさい、時間取って。
事務局	いえ、とんでもないです。そしたら、農業従事者の……
橋本委員	だから、あまり分かる人につべこべ言いたくないんでね。そういうことをちょっと、要は、もう一度この文面をチェックしていただいて、枠の字数の関係もあるでしょうから、少し直せるとこは直していただきたいというのが要望です。
事務局	はい。ただ、今月に大阪府への報告、ホームページのほうへ上げていかなあかんというところ辺で時間がございませんで、あと、ほかの委員さんのほうにも農業委員会として合意をいただかなあかんというところ辺がありますので、できましたらこの場でちょっと修正のほうをさしていただいて、皆さんの御同意をいただけたらなというふうには考えておるんです。
	ですので、農業従事者の減少、高齢化などによる遊休農地の増加や、分散錯圃などの営農条件等の改善が、農地の確保、有効利用を図る上での課題であると。そうか、農地の集積・集約化を図る上での課題であると。
藤原副会長	確保を取ってもうてもええんちゃう。農地の有効利用を図る上での課題って、確保取ってしもうて。
事務局	農業従事者が減少している、高齢化によって遊休農地が増加していることや、分散錯圃などの営農条件、あちこちに点在している営農条件の改善が……
藤原副会長	整備とか改善やな。
事務局	うん、農地の集積・集約化を図る上での課題であると。
友田会長	どうですか、先生。
橋本委員	結構かと思えます。
友田会長	よろしいですか。
橋本委員	すみません、こういうことだったら、もうちょっときちっとした文章でも作って提出したらよかったんだけど。すみません、時間取りましてこう……
友田会長	また次のときにね、先生、また……これ毎年あるのかな。
事務局	毎年あります。
	そうなんです。毎年これ議案に上げる前に1か月前に先にこれを案としてお配りさせていただいて、御意見あったら御意見くださいということで事前にお配りさせていただいてたかなと思うんですけど。
	先月にもお配りさせていただいてます。
友田会長	それはそれとして、問題、提案してくれてんやから、それはそれとして、一応、先生、そのぐらい、今日のところはそれでまたよろしいやね。
橋本委員	結構です。
友田会長	ということで、ほしたら西川さん、もう一回皆に言うてや。
事務局	今の部分ですけども課題の部分。農業従事者の減少、高齢化等による遊休農地の増

加や、分散錯圃などの営農条件などの改善が農地の集積・集約化を図る上での課題であるということ。

橋本委員
友田会長
事務局
友田会長

結構ですよ。

ということよろしいですか。

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

ほかになければ、一応、これでこの件については、議案第4号については決定することといたしたいと思います。

次に、議案書18ページをお願いいたします。

議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について。

令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）を別添のとおり策定し、公表しようとするものです。

議案書19ページをお願いいたします。

事務局から説明願います。

事務局

令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明させていただきます。

19ページを御覧ください。

I、農業委員会の状況ですが、こちらは令和4年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地等の概要を記載しております。こちらの項目も同様に、記載内容の多くは農林水産省が行っている各種統計の数値を当てはめるものとなっております。内容については記載のとおりでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

II、最適化活動の目標についてですが、これは委員の皆様に行っていただく3つの活動に対する成果目標を設定するもので、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進の成果目標をそれぞれ記載しております。

まず、(1)農地の集積ですが、これは令和4年4月1日現在で認定農業者などの担い手への集積率が3.6%だったものを、令和5年度末には集積率が25%になるよう目標設定するものです。

なお、この集積率25%という数字は、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に基づき設定するよう大阪府から指示されているもので、段階的に集積率を上げていくことを想定し、今年度末の集積率の目標は13%としています。

続きまして、(2)遊休農地の解消ですが、前年度の農地パトロールで判明した遊休農地面積7.1haの5分の1の面積を解消目標面積として設定することとなっているため、今年度は1.4haを解消目標面積として設定するものです。

続きまして、21ページをお願いします。

(3)新規参入の促進ですが、こちらは新規参入者への利用集積を促進するため、貸付に同意している農地を公表するもので、平成28年度から平成30年度の権利移動面積を平均した14.9haの1割以上を目標として記入することとなっているため、今年度は1.5haを目標として記載しております。

続きまして、2、最適化活動の活動目標ですが、この項目では委員の活動日数目標や活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加目標を記載しております。

まず、(1) 推進委員などが最適化活動を行う日数目標ですが、こちらは、令和3年12月の全国農業委員会会長代表者集会における申合せで、概ね10日程度と活動するよう示されたため、月に10日を目標日数としております。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標ですが、強化月間は3回以上設定することとされているため、記載のとおり8月に1回、12月に2回を強化月間として設定しております。

次に、(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、市の農林担当などに新規就農の相談があった際、必要に応じて、地区の委員さんに相談会に1回は参加していただくことを目標として記載しております。

説明は以上になりますが、目標設定についても活動計画と同様に、委員会総会での議決後、大阪府への報告と市ホームページで公表を予定しております。

以上です。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議・意見はございませんか。

今回、農地の集積もいうたら大変確率が上へ上がってきてるというようなことと、遊休農地が増えてきたということと、また、活動計画を10日以上ということで、一応、書いていただかないかということ、皆様方に大変お世話になるんですけども、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

これについて何か意見ございませんか。

(意見等なし)

なければ、議案第5号については、決定することといたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書22ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理しましたので報告いたします。

23ページを御参照ください。

次に、議案書24ページ、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権1件を専決により受理しましたので報告いたします。

25ページを御参照ください。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

次に、報告案件・その他の案件について事務局から報告願ひます。

事務局

報告案件・その他案件でございますが、今回は特にございません。

以上です。

友田会長

それと、さっきの先生言うたやつ、あれをもう一回書いて皆さんに送ったってよ。

<p>事務局 友田会長</p>	<p>分かりました。 その他、何か委員の皆さん、御意見、質問等ございましたらお願いしたいと思いま す。質問はございませんか。 (質問等なし) なければ、本日の委員会、皆様方にはお忙しい中、本当に田植でお忙しい中、誠に 御出席をありがとうございました。 これで農業委員会総会を終了させていただきたいと思います。 ありがとうございました。</p>
---------------------	--

	<p style="text-align: center;">閉会時間 15時10分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p> <p>友田会長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p>
--	---